

EK-081

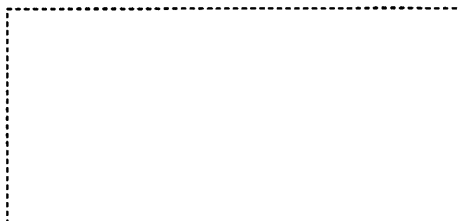
油圧ショベル兼用屈曲ジブ式移動式クレーン証明書

顧 客 名	町田機工 株式会社
機 種 ・ 号 機	PC78US 52376
クレーン製造番号	KACN08228

上記油圧ショベルは、クレーン等安全規則に基づく、移動式クレーン構造規格及び日本クレーン協会規格（JCAS2205-98）で定められた下記の安全装置を装備した、つり上げ荷重3トン未満の油圧ショベル兼用屈曲ジブ式移動式クレーンであることを証明する。

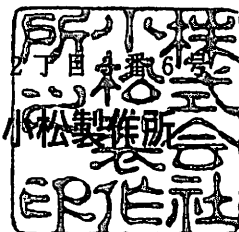
— 記 —

1. 過負荷警報装置 移動式クレーン構造規格 第27条
 ・ 定格荷重およびつり荷質量表示装置 日本クレーン協会規格 JCAS2205-98
 (クレーンモニタ) (つり荷走行時の指針 JCAS2205-2005)
 2. 安全弁 移動式クレーン構造規格 第28条
 ・ 圧力上昇防止弁
 ・ 急落下防止弁
 3. 警報装置 移動式クレーン構造規格 第30条
 ・ 警報ブザー (過負荷警報)
 4. 傾斜角表示装置 移動式クレーン構造規格 第31条
 ・ 定格荷重およびつり荷質量表示装置
 (クレーンモニタ)
 5. 外れ止め装置 移動式クレーン構造規格 第32条
 ・ 外れ止め装置付きフック
 6. 各種表示 移動式クレーン構造規格 第43条
 ・ 製造銘板 日本クレーン協会規格 JCAS2205-98
 ・ 定格荷重表
 ・ 定格荷重銘板
 ・ クレーン作業時の注意銘板
 7. 水準器 日本クレーン協会規格 JCAS2205-98
 8. 外部表示灯 日本クレーン協会規格 JCAS2205-98
- 上記油圧ショベルは、日本クレーン協会規格（JCAS2205-98）に合致しています。



東京都港区赤坂

株式会社



3 年 間 保 存

定期自主検査・特定自主検査記録表

[建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの排出
の抑制を図るための指針に基づく検査共用]

証明書 発行日	6 年 12 月 14 日	定自検 標章No.	158763
証明書 発行No.	12-175	特自検 標章No.	1519522

メーカー名		フヌシ		管理番号		EK-08/		使用者住所		中城村字久場1991番地		
型 式		PC78US-11		バケット容量		0.28m³		氏名又は名称		町田機工株式会社		
製造番号		52376		つり上げ荷重		2.3t		機械管理者氏名		町田宗才		
検査場所		町田機工(株)北谷(営)		アワメーター		352 h		検査業者登録番号		第 1 7 号		
検査年月日		R6 年 12 月 14 日		移動式 クレーン 定期自主 検査資格		(交付者) 建設省 建設省 建設省 (番号) 30007945		検査業者又は事業者 住所・名称 責任者名		沖縄市登川3458番地 マチダテクノ(株) 又 古 田		
検査者氏名		森根 稔也										
区分	No.	検 査 箇 所	検 査 内 容	検 査 方 法	検査結果 良 不良	補修 内容						
エ ン ジ ン	1	本 体	★ a 始動性 ★ b 回転の状態 ★ c 排気の状態 ★ d エアクリナー ★ e 締付け ★ f 弁隙間 ★ g 圧縮圧力 ★ h 噴射圧力 ★ i 噴霧状態 ★ j 過給器 ★ k エンジンマウント	★ a 始動性 ★ b 回転の状態 ★ c 排気の状態 ★ d エアクリナー ★ e 締付け ★ f 弁隙間 ★ g 圧縮圧力 ★ h 噴射圧力 ★ i 噴霧状態 ★ j 過給器 ★ k エンジンマウント	★ a 始動性 ★ b 回転の状態 ★ c 排気の状態 ★ d エアクリナー ★ e 締付け ★ f 弁隙間 ★ g 圧縮圧力 ★ h 噴射圧力 ★ i 噴霧状態 ★ j 過給器 ★ k エンジンマウント	★ a 始動性 ★ b 回転の状態 ★ c 排気の状態 ★ d エアクリナー ★ e 締付け ★ f 弁隙間 ★ g 圧縮圧力 ★ h 噴射圧力 ★ i 噴霧状態 ★ j 過給器 ★ k エンジンマウント	★ a 始動性 ★ b 回転の状態 ★ c 排気の状態 ★ d エアクリナー ★ e 締付け ★ f 弁隙間 ★ g 圧縮圧力 ★ h 噴射圧力 ★ i 噴霧状態 ★ j 過給器 ★ k エンジンマウント	★ a 始動性 ★ b 回転の状態 ★ c 排気の状態 ★ d エアクリナー ★ e 締付け ★ f 弁隙間 ★ g 圧縮圧力 ★ h 噴射圧力 ★ i 噴霧状態 ★ j 過給器 ★ k エンジンマウント	★ a 始動性 ★ b 回転の状態 ★ c 排気の状態 ★ d エアクリナー ★ e 締付け ★ f 弁隙間 ★ g 圧縮圧力 ★ h 噴射圧力 ★ i 噴霧状態 ★ j 過給器 ★ k エンジンマウント	★ a 始動性 ★ b 回転の状態 ★ c 排気の状態 ★ d エアクリナー ★ e 締付け ★ f 弁隙間 ★ g 圧縮圧力 ★ h 噴射圧力 ★ i 噴霧状態 ★ j 過給器 ★ k エンジンマウント	★ a 始動性 ★ b 回転の状態 ★ c 排気の状態 ★ d エアクリナー ★ e 締付け ★ f 弁隙間 ★ g 圧縮圧力 ★ h 噴射圧力 ★ i 噴霧状態 ★ j 過給器 ★ k エンジンマウント	★ a 始動性 ★ b 回転の状態 ★ c 排気の状態 ★ d エアクリナー ★ e 締付け ★ f 弁隙間 ★ g 圧縮圧力 ★ h 噴射圧力 ★ i 噴霧状態 ★ j 過給器 ★ k エンジンマウント
	2	潤滑装置	★	油量、汚れ、油漏れ、★エレメントの汚れ・損傷	目視	✓						
	3	燃料装置	★	燃料漏れ、ホースの損傷・老化、★エレメントの汚れ・目詰まり	目視	✓						
	4	冷却装置	★	水量・汚れ、水漏れ、目詰まり、ホース損傷・老化、ラジエーターキャップ機能・損傷、ベルト(たわみ、摩耗、損傷)、ファン・カバー・ダクト等の亀裂・損傷・変形・取付	目視、触診、スケール	✓						
	5	電気装置	★	充電装置機能、バッテリー液量・端子緩み・腐食、配線緩み・損傷	目視、触診、電圧電圧計	✓						
	6	エアコンプレッサー	★	異音、異常振動、エア漏れ、油漏れ、タンク内凝水、作動	目視、操作、聴診、圧力計	—	—					
	7	起動輪、遊動輪	★	亀裂、変形、摩耗、異音、異常発熱、取付、油漏れ	目視、聴診、触診、探傷器	✓						
	8	上部ローラー、下部ローラー	★	亀裂、変形、摩耗、異音、異常発熱、取付、油漏れ	目視、聴診、触診、探傷器	✓						
	9	履 帯	★	シュー亀裂・変形・摩耗、取付、リンク・ブッシュ亀裂・摩耗、ピッチ長、たわみ、ピン抜け出し、ゴムパット(欠け・老化・摩耗)	目視、スケール、探傷器	✓						
	10	ゴム履帯	★	スチールコード切断・損傷、ゴム欠け・老化・摩耗、心金脱落、たわみ	目視、スケール	—	—					
	11	履帯調整装置	★	作動、調整ボルト等の亀裂・変形・腐食・摩耗、油漏れ	目視、操作、探傷器	✓						
	12	走行減速機	★	異音、異常発熱、ケース亀裂・損傷、取付、油量、汚れ、油漏れ	目視、聴診、触診	✓						
	13		★									
制 動	14	駐車ブレーキ(走行)	効き	目視、操作	✓							
	15											
作 業 装 置	16	ブーム、アーム、バケット、リンク、ピン	亀裂、変形、摩耗、がた、取付、ピンシール損傷	目視、操作、ノギス、探傷器	✓							
	17	ツース	脱落、がた、摩耗	目視、触診	✓							
	18	ブレード	亀裂、変形、摩耗、がた、取付	目視、操作、探傷器	✓							
	19	フロントアタッチメント	仕様確認、定格荷重表の最大作業半径確認	目視、操作、スケール	✓							
	20											
油 圧 装 置	21	作動油タンク	★油量・汚れ、油漏れ、エア漏れ、ブリーザ目詰まり、取付	目視、石けん水	✓							
	22	フィルター	★汚れ・目詰まり、油漏れ	目視	✓							
	23	配管、ホース、高圧パイプ	亀裂、損傷、老化、ひび割れ、ねじれ、油漏れ、取付	目視	✓							
	24	油圧ポンプ	油漏れ、異常振動、異音、異常発熱、★負荷時吐出量・吐出圧	目視、聴診、触診、テスター	✓							
	25	油圧モーター	油漏れ、異常振動、異音、異常発熱	目視、聴診、触診、テスター	✓							
	26	油圧シリンダー	作動、油漏れ、伸縮量(沈下量)、打痕、亀裂、曲がり、擦り傷	目視、操作、スケール、タイマー	✓							
	27	方向制御弁(バケットロック弁)	作動、油漏れ、取付	目視、操作	✓							
	28	圧力制御弁	作動、油漏れ	目視、操作	✓							
	29	流量制御弁	作動、油漏れ	目視、操作	✓							
	30	逆止め弁(ブーム、アーム)	作動、油漏れ、損傷	目視、操作	✓							
	31	回転継手	回転状態、油漏れ	目視、操作	✓							
	32	オイルクーラー	冷却効果、目詰まり、変形、損傷、油漏れ、異常振動、異音、異常発熱	目視、聴診、触診	✓							
	33											

証明書 発行日	6年12月14日	定自検 検査No.	158763
証明書 発行No.	12-175	特自検 検査No.	1519522

3年間保存

区分	No.	検査箇所	検査内容	検査方法	検査結果 良 不良	補修 内容
操作	34	a 操作レバー	ストローク、がた	目視、操作、スケール	✓	
	b		起伏・旋回装置レバー未操作時の移動式クレーン作動停止	操作	✓	
安全装置・車体関係等	35				✓	
	36	下部架台フレーム、ブラケット	亀裂、変形、しゅう動部摩耗、取付	目視、スケール、探傷器	✓	
	37	旋回フレーム、ブラケット	亀裂、変形、取付	目視	✓	
	38	旋回ベアリング、旋回ギヤ	引っ掛かり、異音、 ギヤ 亀裂・摩耗、取付、シール損傷	目視、操作、聴診、トルクレンチ	✓	
	39	旋回減速機	異音、異常発熱、油置、汚れ、油漏れ、取付	目視、操作、聴診、触診	✓	
	40	旋回ロック	効き、亀裂、損傷、油漏れ、ホース損傷・老化	目視、操作	✓	
	41	レバーロック、ペダルロック	効き、損傷、変形	目視、操作	✓	
	42	キャブ、カバー	亀裂、変形、腐食、雨漏り、ドア等開閉、ロック・キー作動、ガラスのガタ・破損	目視、操作	✓	
	43	カウンターウエイト	取付	目視、スケール、トルクレンチ	✓	
	44	座席（調整機構、シート、シートベルト）	作動、損傷、取付	目視、操作	✓	
	45	昇降設備、滑り止め	亀裂、損傷、変形、取付	目視	✓	
	46	a 表示板（注意銘板）	損傷、取付	注意銘板 目視	✓	
		b （上部旋回体、キャブ/キャノピー）		定格荷重銘板 目視	✓	
	47	燈火装置、警音器、方向指示器 窓拭き器、デフロスター等	作動、取付、レンズ破損、浸水	目視、操作	✓	
	48	計器類	作動	目視	✓	
	49	後写鏡、反射鏡	汚れ、損傷、写影	目視	✓	
	50	給油脂	給油脂状態、自動給油脂装置作動	目視、操作	✓	
	51					
クレーン装置	52		作動、エンジン回転（min ⁻¹ ）	目視、操作、回転計	✓	
	53	クレーンモード切替スイッチ	旋回速度（回転 秒）	目視、タイマー	✓	
	54		外部表示灯	目視	✓	
	55	キャブ、キャノピー	水遣器	損傷、汚れ、取付	目視	✓
	56		表示板	損傷、取付	目視	✓
	57		レバー	作動	目視、操作	✓
	58	上部旋回体	表示板	損傷、取付	目視	✓
	59	フロントアタッチメント	表示板	損傷、取付	目視	✓
	60	油圧装置	逆止め弁	損傷、油漏れ、汚れ、取付	目視	✓
	61	作業装置	フック	摩耗、変形	目視、スケール	✓
	62		フックブロック	き裂、損傷	目視、触診、探傷器	✓
	63			軸受部のガタ、円滑性	目視、触診	✓
	64			ピン、キープレートのき裂、摩耗、損傷、取付	目視、操作、探傷器	✓
	65			止めねじの取付	目視、操作	✓
	66			外れ止め装置の変形、損傷、機能	目視、操作	✓
	67			格納	目視、操作	✓
	68			給油脂	目視、操作	✓
	69	安全装置	角度検出器（ブーム、アーム）	損傷	目視	✓
	70		レバーの変形、取付	目視	✓	
	71			配線の被覆の損傷、接続部の腐食、取付	目視	✓
	72		荷重検出器	損傷、油漏れ	目視	✓
	73			配線の被覆の損傷、接続部の腐食、取付	目視	✓
	74		荷重計	作動、損傷、表示板の汚れ	目視、操作	✓
	75			作業半径表示	目視、操作	✓
	76			配線の被覆の損傷、接続部の腐食、取付	目視	✓
荷重試験	77		起伏能力、異音、異常振動	目視、操作、聴診	✓	
	78		起伏ブレーキ能力、保持機能	目視、操作	✓	
	79		旋回能力、異音、異常振動	目視、操作、聴診	✓	
	80		旋回ブレーキ能力、減速性、保持機能	目視、操作	✓	
	81		警報精度、表示値	目視、操作、聴診	✓	
	82					
総合	83	総合テスト	作動、異音、異常振動、異常発熱	操作、聴診、触診	✓	
排ガス置	84 ★ ★	一酸化炭素等発散防止装置	触媒等の緩み・損傷、排気温度警報装置の配線緩み・損傷、排ガス減少装置のホース・パイプの緩み・損傷	目視、聴診、レンチ等	✓	

要請	別紙 様式SR-ZC-03等に事業者への要請等及び補修措置を記載	次回定期自主検査・特定自主検査は R7年12月
----	----------------------------------	-------------------------

備考	1. 検査の結果、異常のないものは、検査結果欄の良に、また異常なものは不良の欄に「✓」印の記号を記載する。 2. 検査結果が異常なものについては、検査内容、検査方法欄の該当項目を○で囲む。 3. 検査内容の項目に*印が付けられた項目は、関連機能が正常であれば検査を省略できる。省略した場合は*印を○で囲む。 4. 検査の結果、補修等を行った場合は、補修内容欄に右の記号に従って記載する。また補修内容等の詳細説明を要するものについては、補修等の措置内容欄に記載する。 5. 網掛項目は、定期検査指針の公表後において新たに整備されたものであり、追加検査項目とした。 6. ★及び★印は、安術法上及び建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図るための指針に基づき決められている検査項目であるが、そのうち★印は同指針にのみ基づく検査項目である。	記号	交	分	修	調	締	清	給	該
			換	解	理	整	付	掃	油	当
			×	⊗	△	A	T	C	L	-